

## ○三重大学利益相反管理委員会規程

(平成17年5月26日規程第508号)

改正	平成18年5月18日規程	平成19年3月29日規程
	平成20年4月21日規程	平成21年3月30日規程
	平成22年6月28日規程	平成23年3月24日規程
	平成26年3月27日規程	平成29年3月30日規程第508号

### (設置)

第1条 三重大学(以下「本学」という。)に、利益相反マネジメントに関する重要事項を審議するため、三重大学利益相反管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反行為に関するマネジメントの方針及び方法
- (2) 国立大学法人三重大学就業規則に基づく、利益相反行為者(以下「行為者」という。)への改善措置にかかる勧告又は指示(以下「勧告等」という。)
- (3) 社会等からの利益相反にかかる情報開示請求に対して、行為及び行為者に関する開示情報の検討及び情報公開・個人情報管理委員会への連絡
- (4) その他利益相反に関して、委員長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務・財務を担当する理事
- (2) 研究を担当する理事
- (3) 各学部又は研究科の長
- (4) 教養教育機構長
- (5) 地域イノベーション推進機構長
- (6) 医学部附属病院長
- (7) 利益相反管理アドバイザー
- (8) 企画総務部長
- (9) 学術情報部長
- (10) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第7号の委員の利益相反管理アドバイザーは、本学における利益相反マネジメントの調整役として、学長が委嘱する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務・財務を担当する理事をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (勧告等及び異議の申立て)

第6条 学長は、委員会の審議に基づき、必要と認める場合は、行為者に対して第2条第2号に規定する勧告等を行うものとする。

- 2 前項の規定により、勧告等を受けた行為者は、当該勧告等に異議があるときは、文書により委員会に申出を行うことができる。
- 3 委員長は前項の申出があったときは、委員会を招集し、再審議しなければならない。この場合において、当該行為者を委員会に出席させ、意見を述べる機会を与えるなければならない。
- 4 委員会は、勧告等を行った場合は、当該行為者の状況を観察するものとする。  
(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、利益相反マネジメントに関する専門的事項について調査審議するとともに、必要な事項を処理するため、専門委員会を置く。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
(秘密の厳守)

第9条 委員会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 第7条の規定により委員会に出席した者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学術情報部研究推進チームにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成17年5月26日から施行する。

#### 附 則(平成18年5月18日規程)

この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成19年3月29日規程)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成20年4月21日規程)

この規程は、平成20年4月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成21年3月30日規程)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成22年6月28日規程)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

#### 附 則(平成23年3月24日規程)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日規程)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第508号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。